### 欧州視察報告<3>

視	察	項	目	教育・子育て施策
視	察	日	時	2016年11月8日(火) 午後2時30分~4時00分
視	察	先	名	連邦政治教育センター
説	明		者	トーステン・シリング氏
担			当	松原 成文、廣田 健一、吉沢 章子

# 【はじめに】

今回、ドイツ・スウェーデンへの海外視察を行うにあたり、教育・子育で施策をテーマにベルリンでは主権者教育・外国人施策について考察し、本市における主権者教育との比較検討を目的としたものである。我が国の教育基本法第14条第1項では「良識ある公民として必要な政治的教養は教育上尊重されなければならない」と政治的教育の重要性が述べられている。また、第2項においては「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、またこれに反対するための政治教育そのほか政治活動をしてはならない」と政治的中立を謳っている。

しかし、現実には公立の小学校、中学校、高等学校ともに政治と選挙に関する教育の時間は限られており、主権者教育の柱である選挙権の行使に関するカリキュラムは、社会問題や政治問題に対しての判断力を養うには十分とは言えない。

18歳選挙権が実現した今、将来を担うこどもたちが主権者としての自覚を持ち知識と判断力の学習を深めるため主権者教育、政治教育の取り組みを充実させることが求められている。

こうした日本の主権者教育、政治教育の在り方を検証する目的で、先進的なシティズンシップ教育を実践している、ベルリンの連邦政治教育センターを視察した。

特に、主権者教育におけるカリキュラムの組み立て方、内容、検証など、どの様な取り組みがなされているのか調査した。

# 【視察先の概要】

連邦政治教育センターは、1952年11月25日に連邦祖国奉仕センターとしてドイツ連邦共和国(西ドイツ)に設立され、1963年に現在の名前に改称した。ナチス時代の反省から作られ、民主主義



の教育を行うことを目的としている。 連邦政治教育センター正面入口から

ドイツでは1950年代以降、ナチズムへの反省から戦後民主主義を守り、発展させていくための政治教育が主に政府主導で積極的に行われてきた。設立時の管轄はボンに拠点を構えるドイツ連邦内務省である。1997年5月26日の「ミュンヘン・マニフェスト」で政治教育センターの目的が具体化され、「2001年1月24日連邦政治教育センターに関する条例」第2条で次のように業務内容が定義された。

「連邦センターは次のような責務を持つ。政治教育策によって政治状況を理解するよう支援し、民主主義的意識を強固にし、政治的な共同作業をする準備を整えることである。」

なお、現在ではボンとベルリンにおいてメディアセンターも運営しており、2000年6月からはトーマス・クリューガー氏が理事長を務めている。

ドイツの政治教育の特徴は大きく分けると、①各地に政治教育を担う 政府機関や大学等の研究機関が整備されていることと、②実際の政治的 問題を題材にした政治の科目があり、生徒たちが国政上の課題について 議論する経験等を通じて、政治的判断能力や政治参加能力を養っていく ことができる体制を目指していることの二点である。

# 【主な調査内容】

#### ●事業概要

当センターでは以下の3つの大きな柱を設けて運営している。

- ①政治テーマを設ける。
- ②映画を作成し授業に使う。
- ③教材のデジタル化を進めた授業を行う。

当センターは、冷戦時代、アメリカ・ソ連の戦車が対峙して東西ドイツの壁があった時、軍及び外交官のみ通過できた、チェックポイントチャーリーに事務所を構えている。名称は最初1952年に連邦祖国奉仕センターとしてスタートしたが、その後ナチスの罪と責任を追求し民主主義を広げ東ドイツとの違いを伝えるため「政治教育センター」に改称した。1960年代に入ると学生運動が活発になり保守革新の対立が高まりそれに伴い政治教育の考えも分裂するという危機に遭遇したが、この危機を脱するための議論を進める過程で対立を避けるための3つの原則がまとめられた。その第1は「圧倒禁止の原則」、第2は「論争性の原則」、第3は「政党志向の原則」、ここで重要なのは第1については教員は自分と異なる意見の生徒を公正に評価する、第2については対立する両方の意見を示す、第3については自分の興味、利益をもとに政治参加できるよう知識を習得するということである。

このような困難を乗り越えた現在、連邦政治教育センターの人員は、本部に150人、ベルリンに50人の200人で運営しているが、内務省の管轄に拘束されることなく独自性を重んじて運営しているとの事であった。また、連邦政治教育センターに関する条例で定められた①政治状況②中立性③参加を促す方針を確固たるものにするため、評議会と委員会を設置し、評議員は22名で構成され、中立性の対象は厳密な意味では学校の設置者である政府や地方公共団体に対して求められているとのことである。

#### ●活動状況

- ①政治参加を促すための資料の作成・配布
- ②政治教育専門誌への支援
- ③他の機関と連携して、政治教育に関する催しを1年間に500件 開催
- ④政治教育を行っている機関に対する財政的な支援

なお、刊行物は50万部発行し、16の州の選挙と国政選挙について、どの政党が自分の考えに近いのか分かりやすく掲載している。内容によっては、この刊行物を使用しない州があるが、政治教育に関する資料は2002年からホームページでも掲載しており、延べ4700万人がアクセスしている。8年前からは様々な選挙に関連する映像等が収録されているDVDを収集し、映画については資料をつけて提供している。しかし、それらの資料や映像等の利用については強要はしない。それは、ドイツでは色々な意見を出させるが、教師の考えを押し付けるのは民主主義ではないとの考えに基づいて運営しているからである。

●外国人施策について(ドイツにおけるこれまでの移民施策)

子供向けのホームページを作成し関心を高めるため、マンガ・クイズ等、気軽に触れられるようにしているが、特に、身近な問題として環境施策に興味を持たるように作成している。政治への関心を持ってもらうには大きな事柄より身近な問題を訴えることで高まると考えるからである。



トーステン・シリング氏の説明に耳を傾ける団員

### 質疑応答

Q1 : 日常の活動の中で催しやイベントを行っているとのことで、 アメリカ大統領選に関するセミナーも開催されるとのことだ が、どのような視点でどのような議論を行うのか伺いたい。

A1: セミナーには100名程度出席するが、発表者の一人がアメリカの事情をよく知っていて、選挙結果を踏まえながらコメントをする格好である。様々な内容について議論されるが、自由貿易についても、例えば、日本とアメリカの自由貿易はTPPと呼ばれるが、ドイツとアメリカの自由貿易はTECと呼ばれ議論が行われており、今だ意見はわかれている。消費者団体は反対意見、経済界は賛成と二つの異なった意見がある。

Q2 : 政治教育におけるメディアの活用について。

A 2 : デジタル化されたメディアを使った授業には役立つが、ドイツの学校教育においては、インターネット環境が十分に整備されているとはいえず、ましてやWi-Fiを備えている学校は少ない。

また、教師の中にはインターネットを使いこなすだけの力

量のある教師がいない場合もあるため、そういった人達のためにワークショップを開き、機器の使い方を教えることで、政治教育をデジタル化することができる。教師がインターネットを使いこなすことで、生徒の理解度が向上するという効果もあるし、スマートホンの間違った使い方を、教師がしっかり注意することもできるようになると考えている。

Q3: 川崎市では、特定外国人に対するヘイトスピーチが実行されている状況があるが、表現の自由との兼ね合いもあり、法律ではこれを抑えることができない。外国人との共存についての取り組みは。

A3: 移民といかに共存いていくか関心を高めている。右翼的なグループから不安を呼び起こすことを、色々な教材で対処している。移民でない人に対する施策も必要であるが、偏見がどのように広がっているのか把握したうえで色々な民族と同等に扱い、例えば移民の少ない地域で外国人のことを知らない人に教材を使い各種団体に教育実践を行うなどしている。

また、センターの職員には様々な国の人たちが働いている。 確かに偏見を取り除くまでに時間は掛かるが、積極的に共同 して仕事をしてもらっている。テレビのアナウンサーや解説 者また公共機関の国境警備隊、警察、消防にも様々な国の職 員がいて自分自身で偏見を取り除く努力をしている。

Q4 : 主権者教育の対象年齢について

A4 : 主権者教育は当センターでは15歳から対象となっているが、もっと若いうちからそれに接する必要があると考えている。サイトには、マンガやクイズを掲載し、子どもが関心を寄せることができるよう努めている。

また、小学校で使う教材も無料で配布しているが、学年によって使い分けをしている。例えば、教材の中で「家族につ

いて」という冊子がある。家族と政治は関係ないと思われるが、政治につながる内容も含まれており、子どもの実際の生活感覚と政治を結びつけることが可能となっている。

# 【総括】

<本市の主権者教育の状況と今後について>

教育基本法第14条にある政治的教養の尊重と第2項に書かれている特定の政党を支持し、または反対するための政治教育や政治活動の禁止という条項が政治教育そのものを委縮させ、結果として学校の中で取り上げづらい状況を作っていると考える。その理由は政治的な調整役としての教師のスタンスが、党派教育と変わらない可能性を持っているからなのではないか。今後、本市が取り組む主権者教育の在り方の一例として、年4回の定例会における市議会の傍聴が考えられるが、特に3月議会などは、予算議会であり、春休みを利用しての傍聴の積極的な受け入れも考えられる。また、常任委員会の傍聴や、自分の描く市への願いを発信するため、請願や陳情、各会派へのヒアリングの活用なども考えられる。このような一連の行動を通し生徒同士の交流を深め、納税者主権という観点で直接に政治にふれる機会を醸成すべきと考える。

本視察全体を通じて痛感したことは、民主主義の危機である。保護主義が世界を席巻し「内向き」の様相を呈する中、希望は正しい主権者教育である。一部を切り取り攻撃するような短絡的な空気を変えるためには「寛容」を醸成する教育が必須である。日本の教育における中立の定義を「政治に触れない」のではなく、「自由に政治を語る」という事に180度転換して主権者教育に臨まなければ、日本の民主主義は明らかに衰退していってしまうのではないか。ドイツやスウェーデンのような主権者教育の先進国でさえも、民主主義の危機を感じているかとの問いかけに、「イエス」と回答された。日本においては何をか言わんや、である。「自由に政治を語る」中では、相手の思想の立場に立ち思考する訓練が

必要である。物事を多面的に捉え深く思考する事は、教育現場が抱えるいじめや差別などの問題の解決に繋がるものでもある。一義的には国策で為すべきだが先んじて本市から、連邦政治教育センターが行っている客観的な教材のチェックに学び、政治、経済、報道など、多様な教材を活用しつつ、多面的で活発なディスカッションが行われるよう提言したい。また、自由な発言のプラットフォームをコントロールするには、職員の資質が求められる。本市教職員の資質向上は必須である。

我が国では18才選挙権により主権者教育の機運が高まっている中、 世界に目を向けると、トランプ大統領誕生やイギリスのEU離脱、ヨーロッパ全土を覆う移民問題、香港の学生による民主化運動など、まさに 今、民主主義の本質が問われているといえよう。先進的な主権者教育の 在り方を学ぶ事ができたのは、正に時を得た大変意義深いものであった。



トーステン・シリング氏とともに

### 【選挙権引き下げに伴う初の国政選挙】

2016年6月に70年ぶりに選挙権年齢が20歳から 18歳に引き下げとなり、7月の参議院選挙から実施され た。総務省の発表では18、19歳の投票率は45.45% であり、県内では57.78%であった。川崎市全体の投票 率は55.83%で、18歳の投票率は60.91%、19歳 の投票率は52.20%であり、区別でみると中原区が18, 19歳とも高い投票率であった。政府は全高校生に副教材を 配布するなど、主権者教育や啓発に力をいれてきた結果、過 去の参議院選挙より高い投票率となった。